

## コンプライアンス委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟（以下「本連盟」という。）のコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関するその構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員の選任)

第2条 委員会委員は、委員長が推薦し、理事会の決議によって会長が委嘱する。

2 委員長は、この法人の理事会で選任する。

### (任務)

第3条 委員会は、この法人のコンプライアンスについて必要な以下の事項を任務とし、適宜以下の事項について、理事会に報告及び提案をするものとする。

- ① 定款・諸規程等の確認
- ② 決議プロセスのルール化・各契約の確認
- ③ コンプライアンス研修等の計画・実施
- ④ 理事会で承認を得た任務

### (調査の提案)

第4条 委員会は、前条の任務により特別の調査をしなければならない事案が発生する場合、理事会に対して、第三者機関による調査を行うことを提案することができる。

### (会議)

第5条 委員会での決議は多数決とし、理事会に報告しなければならない。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。また委員長がやむを得ない事由で議長をすることができない場合、出席委員の中から議長を選定する。
- 3 会議は適宜の場所において開催する。ただし、やむを得ない事由により会議に出席できない委員は、オンライン等の方法で会議に出席することを認める。

### (関係者、オブザーバー等の出席)

第6条 委員会には、委員会の承諾を得た場合に限り、各種関係者、オブザーバー等を出席させ

ることができる。

- 2 前項の規定に基づき、各種関係者、オブザーバー等を出席させる場合、当該各種関係者、オブザーバー等は議決権を有しないものとする。
- 3 第1項の規定に基づき、各種関係者、オブザーバー等を出席させる場合、出席する会議の10日前までに委員会の承諾を得なければならず、原則、出席する者の名前は招集通知に記載されるものとする。

(議事録の作成)

第7条 委員会は、毎回会議議事録を作成し、10年間保管する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年10月16日から施行する。

---

(改正)

令和2026年5月27日